

第 5 次草津市総合計画第 3 期基本計画の策定にかかる 基本構想（人口フレーム）見直しの検討について

【概況】

- 基本構想の策定時は、平成 12-17 年 国勢調査人口を用いて将来人口を推計し、人口フレームとして、平成 32 年 135,000 人を設定している。
- 平成 27 年 国勢調査人口（速報値）が 137,327 人 となり、計画期間を 5 年残して人口フレームを超過した。
- 平成 27 年度に策定した人口ビジョンの「人口目標」において、人口増加への政策（総合戦略）を行う場合、平成 42 年に 145,000 人がピークとなる予測をしている。このときの平成 32 年推計人口は 141,000 人。

【結論】

人口フレームと直近の推計値（人口ビジョン）の差が「6,000 人」であることや、将来人口が緩やかに減少に向かうことなどから、現時点においては、まちのビジョンである基本構想に変更を加えねばならない必要性は低く、下記の行政実例で示されていた「基本構想と現実との遊離が著しく大きく」なっているものとは言えない。これらを踏まえ、基本構想（人口フレーム）の見直しは必要ないと判断した。

地方自治法に策定義務があった時の行政実例では、「基本構想はみだりに変更すべきではないものと解されるものの、外部条件の変化により基本構想と現実との遊離が著しく大きくなり、市町村の経営の基本たるにふさわしくない状態になった場合には、議会の議決を経て改訂すべきもの」と解されていた。

（昭和 4 4 年 9 月 1 3 日自治振第 1 6 3 号 各都道府県知事あて自治省行政局長通達より）